

Jochim Gernhuber,

Die Landfriedensbewegung

in Deutschland bis zum

Mainzer Reichslandfriede-

den von 1235,

Bonn 1952

中世のいわゆる平和運動が、その歴史的意味に於いて、近代の国家権力確立のための有力な理念を担っていることは、我が国ではすでに、堀米雁三教授のすぐれた労作「中世後期における国家権力の形成」(史学雑誌第六二編第三号所収論文)によつて注目された所であるが、これと略々時を同じくして出現したゲルンフーベルの前掲書も亦、平和運動の如何の意味を高く評価し、主として法制史的側面から、近代国家への移行期を彩る平和運動の性格を究明することを主眼としている。勿論、両者の主張は必ずしも同一ではななく、

平和運動が近代国家への突破口としてもたらさんとした、いわゆる職権による裁判権の発動を、平和運動の本質を関係者の宣誓による集団契約とするところによつて、*「あつちの集団」*に対する契約違反という面から考察せんとした堀米教授に対し、ゲルンフーベルが平和運動をさかせるものとして捉えず、国家権力の側からのアクテューズな「平和令」発布を重要視して、宣誓には副次的な意味しか認められないことは、すでに石川武氏によつて、史学会第五十二回大会西洋史部会で報告されてあり、「平和の誓」(Gottes- u. Landfriedenseid)の性格は当然にゲルンフーベルを支持するものであると指摘されているが、新進のボン大学私講師の手になる本書は、その他にも種々の重要な問題をほらんでみると考えられるので、今一度その大要を紹介し、ついで、私人的の見解をここに述べてみたい。

ボン法律学論集(Bonner Rechtswissenschaftliche Abhandlungen) 第四四冊にまたる本書において取り扱われるマインの平和運動が、表題の示す通り、一三三五年のノーリ

ドット二世の「帝国平和令」が、その対象としてあげられ、1082 Lütticher Gottesfrieden; 1083 Kölner Gottesfrieden; 1084 Sächsischer Provinziallandfriede; 1085 Mainzer Reichsgottesfrieden; 1093 Schwäbischer Provinziallandfriede; 1094 Bayrischer Provinziallandfriede; 1094 Elsassischer Provinziallandfriede; 1103 Reichslandfriede, Heinrich IV.; 1104 Schwäbischer Provinziallandfriede; 1105 Reichsgottesfrieden v. Nordheim; 1105 Konstanzter Gottesfrieden; 1119 Reichslandfriede, Heinrich V.; 1121 Reichslandfriede, Heinrich V.; 1125 Reichslandfriede, Heinrich V.; 1125 Reichslandfriede, Lothar v. Supplinburg; 1127 Bayrischer Provinziallandfriede; 1135 Reichslandfriede, Lothar v. Supplinburg; 1147 Reichslandfriede, Konrad III.; 1152 Schwäbischer Provinziallandfriede; 1152 Reichslandfriede, Friedrich I.; 1156 Bayrischer Provinziallandfriede; 1158 Konkalischer Landfriede für Deutschland und Italien, Friedrich I.; 1171 Landfriede im Hennegau; 1179

Rheinfränkischer Provinziallandfriede; 1185 Brandstiftbrief, Friedrich I.; 1200 Landfriede im Hennegau; 1207 Reichslandfriede, Philipp v. Schwaben; 1208 Reichslandfriede, Otto IV.; 1221 Sächsischer Provinziallandfriede; 1223 Sächsischer Provinziallandfriede; 1224 Treuga Henrici. Provinziallandfriede für?; 1229 Landfriede für das Fürstbistum Brixen; um 1233 Landfriede im Elsass; 1234 Reichslandfriede, Heinrich (VII.); 1235 Reichslandfriede, Friedrich III. 以その體格的性格を説明するものに、筆者の成果を、Die geistige Grundgeder Landfriedensbewegung im Deutschland; Die Friedensbestrebungen des 11. Jahrhunderts bis zum Auftreten der Gottesfrieden; Die Gottesfrieden als Vorstufe der Landfrieden; Der Geltungsgrund der Landfrieden; Der Landfriedenszeit; Die Aktivierung der Masse; Der Übergang zur peinlichen Strafe; Landfriede und der Fehde; Landfrieden und Verbrechen の九章に分けて、叙述してゐる。

× ×

先ず、第一章「ドイツに於けるラント・フリーデン運動の精神的原理」は、中世法の特徴から叙述を進める。もともとゲルマン人にあつた Sippe と Staat は権力の同一ガートとして平等の立場に立つたもので、「復讐権」の如きものが、Staat から Sippe に委任されたものでなく、Sippe 固有の原理と考えられる。従つて、かかる二重の構造は、夫々質的には全く異つた要素から形成されて居り、合法的な Sippe 権力の発現たるいわゆる Fehde は、理論的には、國家の側から見て、否定されるべき対象にはならない。フランク時代の Fehde 克服運動の一環と考えられる Fehde に代る贖罪金授受の強制や、一定の地域を人物に対する王の保護 (Königsschutz) も亦、本質的にはかかる権力構造に变革をもたらしものではなく、単に Sippe 権力にある程度の規制を加えて、國家との關係を強化せんとするものにすぎなかつた。従つて、國家がかかる Sippe 権力に対して勝利を得て、新しい法秩序を確立するためには、何らかの形で、根本的な理念の転換 (Ideenwandel) が必

要とされる。こうした意味で、ゲルマン・フリーデンは、ヨーロッパにとつては第二のクリスト教化運動たるクルーニー改革及びそれに刺戟された「神の平和」(Gottesfrieden) 運動の持つ意義を高く評価する。十字軍運動や騎士道精神を産んだこうしたクリスト教理念によつてはじめて、平和運動はようやく前途の光明を見出し、後のヘルシヤフトの理念や、ドイツに於けるテリトリウム内部での恒常的な平和実現への端緒がひらかれたのである。

× ×

× ×

といつて、「神の平和」以前に、平和への企図が全然なかつたわけではない。第二章の「神の平和出現以前の十一世紀の平和への努力」は、かかる企図を叙述の対象とする。けれど、このような前期的運動のすべては、散發的なものに留まつて立法性を欠いていたがために、慣習法への信頼の根強い當時にあつては、ついに永続的な地歩を占めることは出来なかつた。かかるデッドロックを打破するのは、その立法を「神による」とした「神の平和令」で、この点、平和運動の歴史は連続的發展を遂げたものでなく、「神の平和」

による新しい理念の導入及びそれ以前との一応の断絶が主張されなければならないのである。

× ×

けれども、中世の平和運動における「神の平和」の意義は、それ自体の成功不成功よりも、むしろ、後の時代に大きな影響を及ぼした点に求められる。第三章の「ラント・フリーデンの前段階としての神の平和」はかかる観点から叙述される。

もともと「神の平和」がラント・フリーデンと対立して捉えられるのは、そのトレーガーが教会権力者であつたがためで、ドイツにあつては、それは一つの *Kirchensatz* と考えられる。従つて、その拘束力は決して各成員の誓約 (*Eid*) に基くものではない。というのは、誓約の強制という事実が先行しており、且つ、誓約をなした人は一部で、しかもそれはお互いに対してでなく、神になされているからである。更に、この場合、大衆の力にかなりの重点のおかれていることが注目される。ドイツにおいては、フランスの農民出身の *Friedensmilizien* の如きものを確かめるこ

とは出来ないが、大衆の「神の平和」への参加については、幾多の史料の裏付を見ることが出来る。

所で、ラント・フリーデンと「神の平和」

は、その対象とするものは極めて類似しているにも拘らず、そこで利用される刑法組織においては、はつきりした対照を示していた。このことは勿論、世俗刑罰と教会刑罰の差異に帰着するものではあるが、といつて、ラント・フリーデンの成立過程を、「神の平和」の漸進的世俗化として捉えるのは正しくない。ラント・フリーデンと近代国家の成長は不可分に結び付いて居り、ラント・フリーデンの持つ新しい司法制度は、かかる国家の自主的な形成物と考えられるからである。いわば、教会は平和運動に新しい原動力を与えたかもしれないが、その完成は逆に、教會的要素を払拭した後、成立期の近代国家によつてなされなければならないのである。

× ×

ついで、第四章の「ラント・フリーデンの適用根拠」で、ラント・フリーデンについての基礎的な問題の考察が進められる。

ラント・フリーデンの場合も、「神の平和」と同じく、その成立の根拠は、契約的な宣誓の中には求められない。第一には、ラント・フリーデンの設立に関するあらゆることに責任を持ったのは、わずかの少数者のみであつて、ラント・フリーデンの制約下に立つすべての住民ではなかつたこと、第二には、個人の誓約に重点があれば当然成立する筈の、政治的国境を越える広汎なラント・フリーデン運動は当時一度も出現していないことがその理由として挙げられる。宣誓の強制が存在したり、罰則の規定が *„si quis“* (若し誰かが) と漠然たる表現でなされていることも、ラント・フリーデンのかかる本質を示すものである。従つて、ここでは、宣誓は *konstruktiv* なものでなく、単に *deklaratorisch* なものと考えられる。

ラント・フリーデンはその適用範囲によつて、*Provinzialfriede*, *Reichslandfriede* に分けられ、前者は更に、王の参加のあるものと、そうでない純粹のものに分類される。これを時期的に見れば、「神の平和」の産んだ平和理念に従つて、一番はじめに出現した

のは、純粹の Provinzialhandrieade で、それがやがて皇帝の干渉によって排除され、後に再び合目的な性格を以て登場し、ランデスホーハイト (Landeshoheit) 形成の有力な武器となるのである。この間、Reichsrieade は、拡大された Provinzialhandrieade として、特にシュタウフェル家のヘルシヤフト理念の下に、帝國全域にわたる新たな立法として登場することもあるが、結局は下層の住民の中に充分な根をおろすことが出来ず、新しいテリトリウム形成の蔭にかくれてしまふのである。

× ×

かくの如く、ラント・フリーデンにおける宣誓の意義が必ずしも一次的なものではないとすれば、それを如何に解したらよいであろうか。第五章の「ラント・フリーデン宣誓」はこのことを叙述の対象とする。

先ず、誰が何を誓ったかが問題となるが、宣誓者の範圍については別段の定めはない。„unauquisque,“ „omnium locorum primatibus et plebis,“ „divitibus et pauperibus“ などの言葉で現わされるように、それは下層の

階級の人々によつてもなされるものであったし、又、時には、ドイツ王すら自身宣誓をなすこともあった。唯、ここで注意しなければならぬのは、すでに述べた宣誓の *deus*、*hantisch* な性格とも関連して、その形式は客觀的に決つてゐるという事実である。

このような性格を持つラント・フリーデン宣誓は、ゲルンフーベルにあつては、古くからの *Hand oder Stinfriden* や *Untertanenid* に由来するものではなく、*Schwurbruder* にはなしに「神の平和」を契機とする、平和運動の新しい産物であるとする。そして、「私がでなく、「我々」が誓うという点に、彼はこの宣誓の中に、多くの無名の住民を平和運動に動員せんとする理念が存在する」と考へる。

では、宣誓を拒否したものは、いかなる理由によつて罰せられなければならないのであろうか。ここで著者は、宣誓拒否の中に、*Friedbrechensatz* な意圖を讀みとらんとする中世的法思想に言及する。もともと *Ein- weigerei* と *Friedbrecher* は平和運動にとつては同じような敵と觀念されていたのであ

る。

× ×

近代國家權力形成の機運が未だ充分に熟していなかつた當時にあつて、ラント・フリーデン運動を有効に実行する唯一の方策として、大衆の動員 (*die Aktivierung der Masse*) つまり人民全体の力の利用がなされなければならなかつた。第六章の「大衆の動員」はかかる意味を以て叙述されている。

もともと、「神の平和」に於いては、一応は、従来の世俗權力と關係なしにその理念の実現を圖らなければならなかつたので、ここでは新しい司法權のトレーガーとしての人民の地位が高く評価されなければならなかつた。これに対して、世俗權力のイニシアティブによつてはじまつたが故に、伝統的な法秩序との関連の強かつたラント・フリーデンの場合は、それ程までのことはないにしても、やはり、その成功不成功は、人民の動員如何にかかつて居り、*Friedbrecher* の追求にあつては、彼らの力が大幅に利用された。「大衆の動員」に関連して問題となるのは、當時、農民の武装禁止が屢々くり返され

ているという事実である。ゲルンフリーベルは
この場合、平和の実現と武装解除を関連付け
る考え方に強く反対して、少くとも住民の一
部にすぎない農民のみを対象とした武装禁止
は、農民のみを犠牲に供する結果となるのは
当然で、ラント・フリーデン運動とは何の関
係もない、全く別種の考慮から出て来たもの
であるとする。

× ×

ラント・フリーデンにおける Friedbrecher
に対する刑罰は、少くとも原則的には体刑を
主とした点で、従前の贖罪金制度とは著しい
対照に立つものであった。第七章の「体刑へ
の移行」はこのことを問題とする。

近代国家への途上に出現したこうした体刑
が、如何なる因由に基いているかについて
は、古来幾多の学説が夫々の説明を与えてい
る。いわゆる水平化運動によって、元來は不
自由民のみに科せられていた体刑が、広く普
遍的に適用されるようになったとの学説、当
時の共同体精神の成長が、公法的犯罪領域を産
んで体刑をもたらしたとの学説、あるいは、
ラント・フリーデンとは関係なしに、当時の

立法者が体刑を創出したとの学説、ゲルマン
固來の破廉恥罪に対する体刑がそのまま残存
して、ラント・フリーデンに組み入れられ
たとの学説、更には、ラント・フリーデン宣
誓が体刑導入のモメントとなったとする *Bruchtheorie* などがそれである。

けれども、ラント・フリーデン以前の実質
法としての刑法の中に、その体刑の淵源を求
めるこれらの学説の何れも、ゲルンフリーベル
にあつては妥当でないと考えられる。むしろ、
「大衆の動員」によって変革を受けた刑
事手続法の中に、体刑への出発点が見出され
るからである。「神の平和」との関連が密接
なラント・フリーデンに於いて、体刑への移
行がより濃厚なもの、かかる推定を可能なら
しめるものと考えられる。

× ×

それでは、もともと中世の二重権力構造の
一環をなしていた、かつては合法的な *Rechts-
mittel* であつた *Fehde* が、ラント・フリーデ
ン運動の進展の前に、如何なる変容を遂げた
のであろうか。これが、第八章「ラント・フ
リーデンとフェーデ」の課題である。

Fehde の行使が合法的であるにした所で、
現実には、それは上層階級のみならず得る所
で、農民や市民の場合には、その内でも精
々、殺人に対する復讐 (*Blutfehde*) にすぎな
かつた。従つて、中世国家が近代への移行期
にあつて克服しなければならぬのは、主
として *Ritterfehde* であつた。

けれども、中世国家の *Ritterfehde* に対す
る闘いは、決して輝かしい勝利の連続ではな
かつた。強力な司法制度の確立があつてはじ
めて、このことが可能になるにも拘らず、
それはかなり困難な課題であつたからであ
る。ドイツ王が遂に自ら勝利を得ることが出
来ず、最後の栄冠をテリトリウム領主にゆず
らなければならなかつたのも、こうした事情
に基くと考えられる。

Fehde に対する闘いにおいて、ラント・フ
リーデンは三つのグループに分けられる。国
家の司法権によって、*Fehde* を完全に除去し
ようとする *staatsbildende Maßnahmen*、ある程
度の制限を加える丈で満足する *fehdergehende
Vorschriften*、*Fehde* の起り得る可能性をなく
そうとする *fehdeverhütende Maßnahmen* が

それである。第一の場合に対しては、Fetideの禁止と司法制度の整備が主眼点となり、第二のものでは、Fetideの行使に種々の手続上の制限を加えたり、婦女子、教会関係者、農民、商人などをFetide権の対象から除外したりすることに重点が置かれ、第三のものである、種々の形の武装禁止が採り上げられている。

最後に、第九章では「ラント・フリーデンと犯罪」の関係が、考察の対象となる。

もともとラント・フリーデンの目的が、暴力行為の除去にある以上、克服されなければならぬのは、合法的なFetideだけでなく、通常の暴力犯罪をも含んでいるのは当然であったが、ここで特に犯罪行為が問題となるのは、被害者の身分、犯罪発生地、犯罪発生時期に関係なく、体刑が常に誰にでも適用されるようになったという点においてである。

かくて、ゲルンフーベルはこの章で、窃盗、強姦及び婦女誘拐、強盗、放火、徘徊、殺人及び傷害などの犯罪と目された行為について検討し、ついで、死刑、四肢切断刑、烙

印刑、管刑、被害者に対する贖罪金でなくして国家に対する罰金、追放刑など、ラント・フリーデンの刑罰組織について、具体的な考察を進める。唯、これらの体刑を統一づけるような明確な原理は、当時未だ存在していなかったことが注意されなければならない。

与えられた紙数がつきたので、果して著者の真意を十分に尽し得たかどうか疑問であるが、以上で大体、粗雑な紹介を終ることにして、次に、若干、批評めいたことを付け加えておきたい。

中世における平和運動を、近代国家の成立過程と関連せしめる捉え方は、従来この問題の採り上げ方では、余り明確には意識されていなかったことで、この点、ゲルンフーベルの研究は、堀米教授のそれと共に、高く評価されなければならない。しかも、このことをなすにあたって、ゲルンフーベルが、法制史ではともすれば見忘れられがちな、住民の大多数を占める農民層の動向を、種々な史料の制約にもかかわらず、大幅に考慮に入れている点は、ここに特筆されなければならない

い。更に、彼の叙述が、在来の学説を顧みるにあたって、いわゆる公文書に属する「平和令」の分析検討に終始する丈でなく、諸処に年代記などの記述史料を援用している点も、最近における学界の史料操作の傾向とも相応して、きわめて興味深い。

唯、この書物の重要な特色となっている、平和運動を「宣誓契約でなく上からの法令」として捉えるいき方について一言したい。

たしかに石川氏も指摘されたように、こうした把握は、近代国家成立との関連を、よりスムーズに理解する所以であるのはいうまでもない。この点に関連して、法制史的には、ラント・フリーデンの一つの特殊な形態たる中世都市の成立にあたって、現在の場合と立場は異なるにせよ、戦後、誓約団体起源説を否定するような研究が多数出ているのも見逃せない。

けれども、こうしたいき方をそのまま押し進めるのは、若干の危険なしとしない。契約原理を本旨とする近代法の場合でも、法律的平等は一つの想定にすぎないのであるから、

ラント・フリーデン麾下のあらゆる住民が必ずしも宣誓していないこと、宣誓の強制という事実があったなどの理由から、単に理念的なものにすぎない、平和運動の宣誓契約原理を全面的に否定することは、果して正しいかどうか一考を要するからである。平和運動における宣誓が、konstruktivであつたかUkrania-forschであつたかということだけでなく、「平和令」発布の主体者となつた国家が、いかなる理由で、また、いかにして、こうした宣誓を自らの平和運動に利用しなければならなかつたか、具体的転機を明らかにするのが必要なのではあるまいか。この点、ゲルンフーベルとは対照的な見解をとられる堀米教授が、今後、その学説をいかに展開されるかに興味を覚えるを得ない。

(二六五頁・邦価一八八〇円)

—— 齋田 豊之 ——

Wilfred Smith,
An Economic Geography
of Great Britain,
1949

著者は現在リヴァプール大学専任講師の職

書 評

にあり、他にも Geography and the Location of Industry, 1951. の著書を持つ経済地理学の新進学徒である。

本書に於て扱われる地理的範囲は題名の示す如く、イングランド・ウェールズ・スコットランドを含む Great Britain である。内容は大別して二部に分れ、英国経済の成立史に属する第一部一七三頁と、現在の英国の経済地域に関する研究の第二部五二三頁より成る。第一部に於ては先ず農業を、次いで工業・貿易・交通を扱い、第二部に於ては更にそれらの項目が細分されて、耕種農業・牧畜業・石炭産業・鉄鋼業・技術要素・羊毛業・綿工業・皮革工業・製粉業・製パン業・内陸及び海洋輸送に亘つて考察され、最後に現在の英国経済に於ける海外貿易の意味が論ぜられて巻を閉じている。

本書を貫く立場は、経済地理学を飽く迄地理学を構成する一要素であるとし、具体的に経済生活の分布類型や構造類型を分析することを使命とすると主張する。而して経済生活は一般に自然・技術・文化・政治などの種々複合せる要素によって構成される為、分析

の対象はあらゆる事象に広く求むべきであるとする。ところでこの様な事象は、社会現象の中に於てそれぞれ或る一定の動きを示すものであり、この様な動きとして認識される経済現象の分布類型こそ経済地理学の基礎的な対象であるとするのである。

例えば二〇世紀の耕種農業は多くの点で中世のそれに正確につながる反面、ユークス利用の製鉄業が、その先駆的な形態である木炭製鉄業と完全に異つた分布型を示し、又今日のローラー製粉機も、一九世紀初頃の村落にみられる製粉機の分布と極めて著しい対照を示す様に、それぞれ、中世と殆んど変らぬ地域的分布を示す場合や、それ自らの進歩による地域的な変動の惹起など、その発展の仕方は常に或るプロセスを持っているのである。

このプロセスは英国経済の全域にわたつて極めて複雑な地域的変異を示して居り、経済地域の把握と雖もこの様な変化の過程を把握するには不可能である。この様な立場から第一部に見られる様な歴史的な見解が必須の要素として強く要請されて来るのである。そしてこの様な理解の仕方は、理論的には先史時代に